

長野県公衆浴場入浴料金懇談会次第

日時：令和4年12月22日（木）

午前10時から

場所：ホテル信濃路 2階 志賀

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 座長選出

(2) 入浴料金改定に関する概要説明

(3) 意見交換

4 閉 会

長野県公衆浴場入浴料金懇談会 資料目次

- 1 長野県公衆浴場入浴料金懇談会要綱【資料 1】
- 2 長野県公衆浴場入浴料金懇談会構成員名簿【資料 2】
- 3 物価統制令及び省令等(抜粋)【資料 3】
- 4 入浴料金統制額改定に関する調査資料
 - (1) 長野県の公衆浴場の現況【資料 4-1】
 - (2) 県内公衆浴場数の推移【資料 4-2】
 - (3) 市町村別公衆浴場施設数【資料 4-3】
 - (4) 都道府県別公衆浴場入浴料金一覧【資料 4-4】
 - (5) 全国公衆浴場入浴料金統制額別一覧【資料 4-5】
 - (6) 令和 3 年公衆浴場経営実態調査【資料 4-6】
 - (7) 公衆浴場の経営状況 (令和 3 年度)【資料 4-7】
 - (8) 一人当たり料金原価推定額の内訳【資料 4-8】
 - (9) 令和 4 年の燃料費の高騰分等を反映した入浴料金試算【資料 4-9】
 - (10) 物価等の推移及び浴室のない住宅の状況【資料 4-10】
 - (11) 長野県の公衆浴場助成制度 (令和 4 年度)【資料 4-11】
 - (12) 県内市町村の公衆浴場助成制度 (令和 4 年度)【資料 4-12】
 - (13) 県内スーパー銭湯等の入浴料金一覧表【資料 4-13】
 - (14) 入浴料金改定要請書【資料 4-14】
 - (15) 公衆浴場 (銭湯) 経営に関する現状について【資料 4-15】

施行 平成25年12月18日

改正 令和2年3月23日

長野県公衆浴場入浴料金懇談会要綱

(趣 旨)

第1 公衆浴場入浴料金に関する事項について意見を聴くため長野県公衆浴場入浴料金懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

なお、懇談会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

(会議事項)

第2 懇談会は、公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関する事項について、意見交換を行う。

(構成員)

第3 構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 利用者（住民）代表
- (3) 業者代表
- (4) 県職員

2 前項の場合において、必要に応じて、前項各号以外の者の意見も聴くことができるものとする。

3 会議に座長を置く。

(開催期間)

第4 会議の開催期間は、県が別に定める。

長野県公衆浴場入浴料金懇談会構成員

区分	氏名	職業	所属団体等	備考
学識経験者	北村 純子	弁護士	長野県弁護士会	
	辻 庄市	大学教授	国立大学法人信州大学	
	宮川 剛	会社員	株式会社 日本政策金融公庫 長野支店	
利用者代表	中村 雅代	団体役員	長野県消費者団体連絡協議会	
	佐藤 とも子	団体役員	長野県保健補導員会等連絡協議会	
	濱田 政常	団体役員	長野県民生委員児童委員協議会連合会	
業者代表	宮下 憲治	浴場営業者	長野県公衆浴場業生活衛生同業組合	
	阿部 憲二郎	浴場営業者	長野県公衆浴場業生活衛生同業組合	
県代表	鈴木 三千穂	公務員	長野県保健所長会	

(順不同・敬称略)

物価統制令及び省令等(抜粋)

1 物価統制令 昭和21年3月3日号外勅令第118号

〔目的〕

第一条 本令ハ終戦後ノ事態ニ対処シ物価ノ安定ヲ確保シ以テ社会経済秩序ヲ維持シ国民生活ノ安定ヲ図ルヲ目的トス

〔統制額を超える契約、支払、受領の禁止及び地区により統制額の異なる場合の基準統制額〕

第三条 価格等ニ付第四条及第七条ニ規定スル統制額アルトキハ価格等ハ其ノ統制額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支払ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ第七条第一項ニ規定スル統制額ニ係ル場合ヲ除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ価格等ノ支払者又ハ受領者ニ於テ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

〔統制額の指定〕

第四条 主務大臣物価ガ著シク昂騰シ又ハ昂騰スル虞アル場合ニ於テ他ノ措置ニ依リテハ価格等ノ安定ヲ確保スルコト困難ト認ムルトキハ第七条ニ規定スル場合ヲ除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ当該価格等ニ付其ノ統制額ヲ指定スルコトヲ得

2 国民生活安定緊急措置法 昭和48年12月22日号外法律第121号

附 則

(物価統制令の一部改正に伴う経過措置)

第4条 この法律施行の際改正前の物価統制令第4条の規定により統制額の指定されている価格等に係る統制額の指定については、当分の間、改正後の同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 物価統制令施行令 昭和27年7月31日号外政令第319号

附 則

4 国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)附則第4条の規定により従前の例によることとされている統制額の指定のうち、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済企画庁関係政令の整備に関する政令(平成11年政令第373号)の施行の際同令による改正前の第11条の規定に基づき主務大臣において都道府県知事が処分する旨を定めている価格等に係るものについては、都道府県知事が行うこととする。

3 公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令

(昭和32年9月12日)(厚生省令第38号)

(公衆浴場入浴料金)

第1条 公衆浴場入浴料金は、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされている統制額の指定をすることができる価格等とする。

2 前項の公衆浴場入浴料金の区分は、次のとおりとする。

- 一 12才以上の者についての入浴料金
- 二 6才以上12才未満の者一人についての入浴料金
- 三 6才未満の者1人についての入浴料金

(都道府県知事による統制額の指定)

第2条 都道府県知事は、物価統制令施行令(昭和27年政令第319号)附則第4項の規定に基づき、前条第1項に規定する公衆浴場入浴料金につき、その統制額を指定するものとする。この場合においては、前条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する公衆浴場入浴料金の区分として、年齢その他必要な事情を考慮して、入浴者の洗髪についての料金の区分を設けることができる。

4 公衆浴場入浴料金の統制額の指定について

(昭和38年8月9日発環第113号 各都道府県知事あて厚生事務次官通達)

標記については、「公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令の施行について」(昭和32年9月13日厚生省発衛第411号各都道府県知事あて厚生事務次官依命通達)をはじめとし、従来しばしば指示してきたところであるが、今後は都道府県における大人、中人及び小人料金並びに婦人洗髪料について、それぞれの最高統制額を改訂しようとする場合の厚生大臣に対する協議は廃止し、都道府県知事限りで最高統制額の指定を行なうこととしたので、左記の諸点に留意のうえ、これが実施に遺憾のないよう配意願いたく、命によって通達する。

なお具体的事項については、別途指示する予定であるので、念のため申し添える。

記

- 1 公衆浴場入浴料金の最高統制額を策定しようとする場合には、公衆浴場経営について実態調査を行なうこと。
- 2 公衆浴場入浴料金の最高統制額を決定する場合には、それぞれの都道府県の実情に応じ、公衆浴場入浴料金協議会等を設置し、関係者の意向を十分把握すること。

入浴料金統制額改定に関する調査資料

長野県の公衆浴場の現況

1 普通公衆浴場の推移 (私営)

年度末 (単位: 施設、%)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
施設数	40	40	37	35	34	34	33	33	33	31
指数	100.0	100.0	92.5	87.5	85.0	85.0	82.5	82.5	82.5	77.5
対前年比	—	0	△3	△2	△1	0	△1	0	0	△2

(資料: 定例実態調査)

2 1日当たり入浴者数の推移

年度末 (単位: 施設、%)

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
入浴者数	90	90	93	95	98	94	96	98	87	89
指数	100.0	100.0	103.3	105.6	108.9	104.4	106.7	108.9	96.7	98.9
対前年比	—	0	3	2	3	△4	2	2	△11	2

3 入浴者数段階別構成比

(単位: %)

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
50人未満	55.3	51.4	55.5	54.3	57.1	58.8	54.5	60.6	54.5	63.7
50人～100人未満	29.0	32.4	27.8	31.4	28.6	26.5	27.3	21.2	24.2	15.1
100人～150人未満	2.6	2.7	2.8	0.0	0.0	0.0	3.0	3.0	6.1	6.1
150人以上	13.1	13.5	13.9	14.3	14.3	14.7	15.2	15.2	15.2	15.1

(資料: 定例実態調査)

4 入浴料金改定の推移

(単位: 円)

区分	S59.12	S60.12	H元.5	H2.12	H4.12	H8.4	H13.3	H19.1	H26.3
大人(12歳以上)	220	230	250	280	310	340	360	380	400
中人(6歳以上12歳未満)	100	100	100	100	120	130	150	150	150
小人(6歳未満)	45	50	50	50	60	70	70	70	70

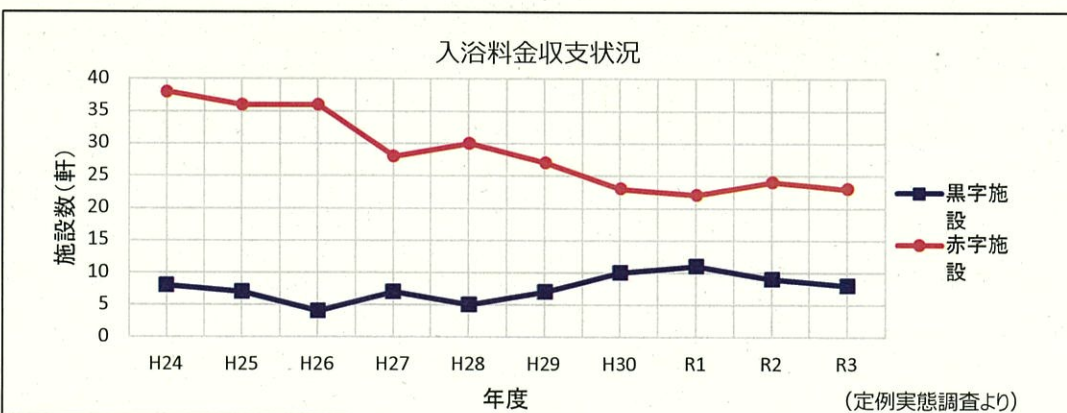
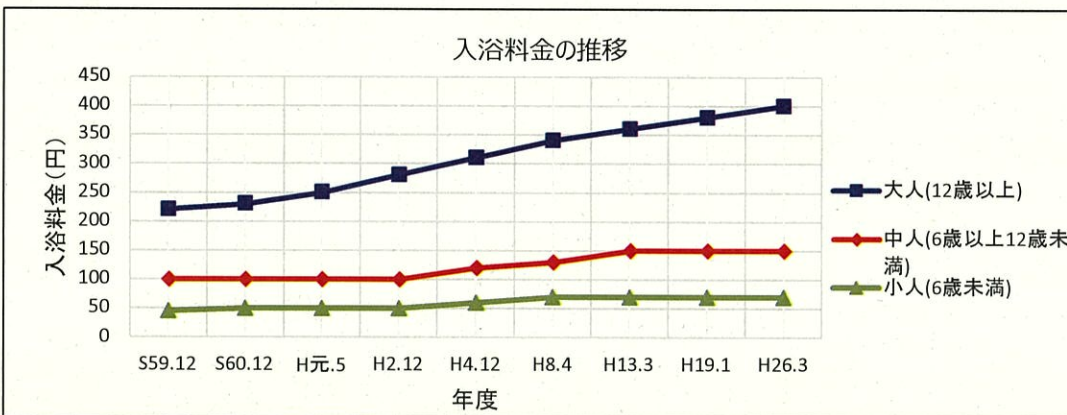
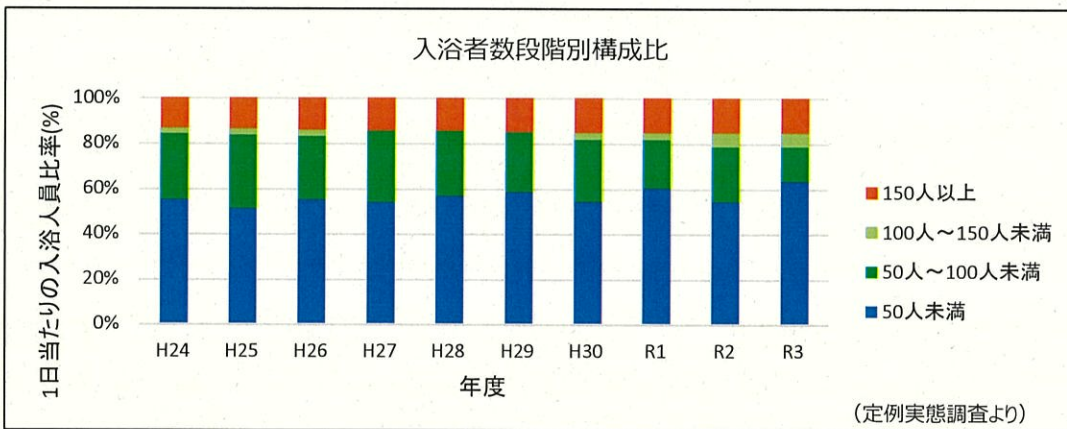
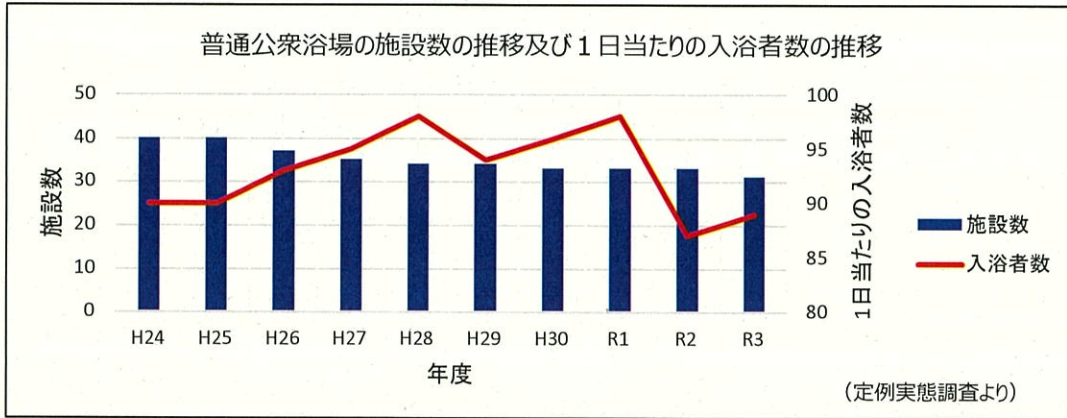
5 定例実態調査における入浴料金収支状況

(単位: 施設、%)

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
施設数	46	43	40	35	34	34	33	33	33	31
黒字施設	8	7	4	7	5	7	10	11	9	8
(%)	17.4%	16.3%	10.0%	20.0%	14.7%	20.6%	30.3%	33.3%	27.3%	25.8%
赤字施設	38	36	36	28	30	27	23	22	24	23
(%)	82.6%	83.7%	90.0%	80.0%	88.2%	79.4%	69.7%	66.7%	72.7%	74.2%

※ 「赤字施設」には、収支が等しいものを含む。

県内公衆浴場の現況（グラフ）



県内公衆浴場数の推移

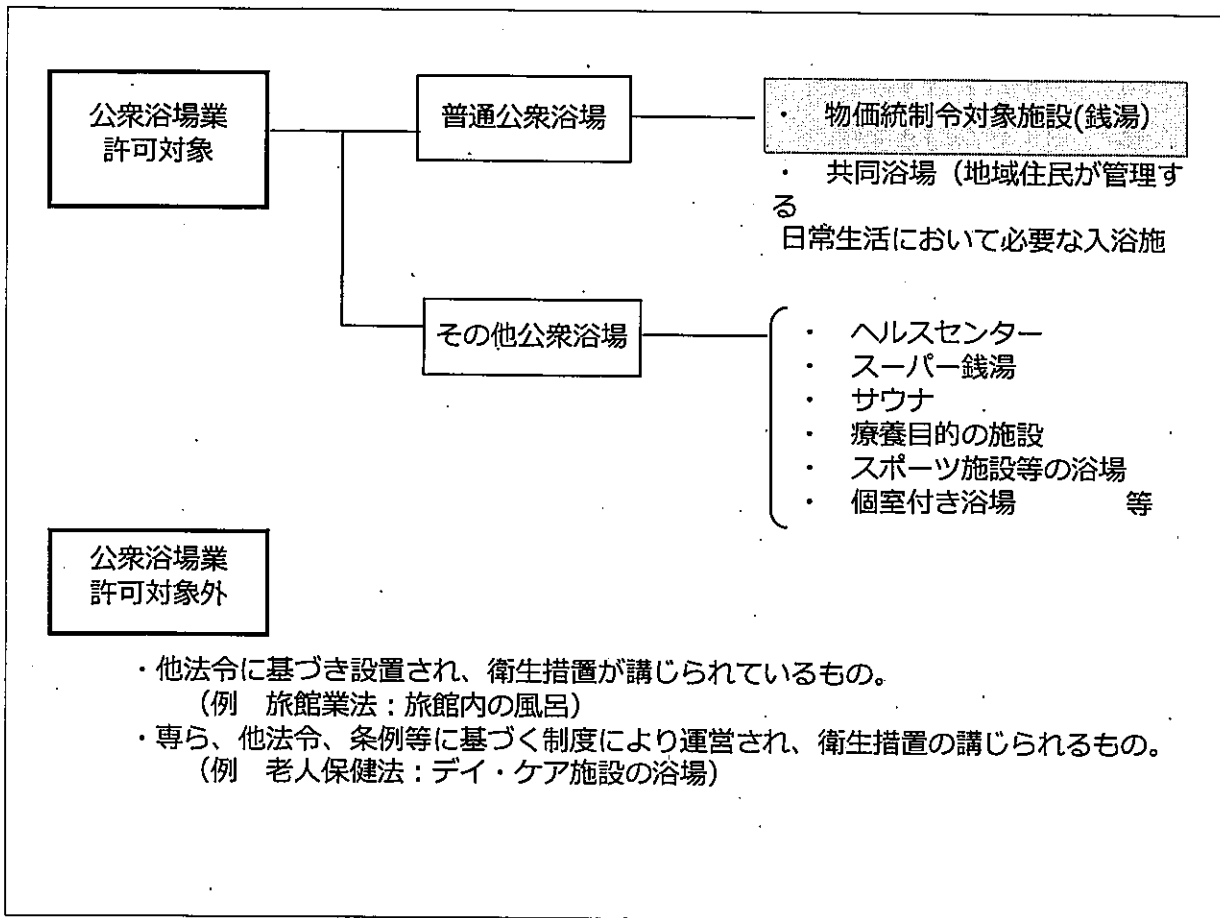
(単位：施設数)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
私 営 施 設 計	944	944	947	958	957	935	872	880	948	961	
内 訳	普通公衆浴場のうち 物価統制令適用施設	40	40	38	37	35	34	34	33	33	31
	ヘルスセンター	580	580	422	467	525	292	278	108	273	257
	サウナ風呂	52	52	52	60	59	55	41	46	57	66
	その他 (共同・療養等)	272	272	435	394	338	554	519	693	585	607
公営施設計	175	175	187	185	176	169	169	168	171	172	
公衆浴場計	1,119	1,119	1,134	1,143	1,133	1,104	1,041	1,048	1,119	1,133	

※施設数には、休業中の施設を含む。年度末数。

(資料：衛生行政報告例)

(参考：公衆浴場の類型)



市町村別公衆浴場施設数

令和4年4月1日現在

市町村名	施設数（単位：軒数）		R4年度施設数 H25年対比
	H25.4.1	R4.4.1	
御代田町	1	1	0
上田市	2	2	0
諏訪市	3	2	△ 1
下諏訪町	2	2	0
駒ヶ根市	1	1	0
飯田市	2	2	0
松本市	9	9	0
塩尻市	1	1	0
安曇野市	2	0	△ 2
千曲市	4	4	0
長野市	8	7	調査未回答 1 △ 1
岡谷市	3	0	△ 3
伊那市	2	0	△ 2
計	40	31	△ 9

都道府県別公衆浴場入浴料金一覧

令和4年12月13日現在

(単位：円 件)

都道府県名	施行年月日	大人		中人		小人		施設数 ※
		変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
北海道	令和4年10月1日	450	480	140	140	70	70	242
青森	平成28年3月1日	450	450	150	150	60	60	284
岩手	令和2年4月1日	430	480	150	170	70	80	17
宮城	令和5年1月1日	440	480	140	160	80	90	6
秋田	平成31年4月1日	360	460	130	130	90	90	12
山形	平成7年4月1日	300	300	120	120	80	80	0
福島	平成30年4月1日	400	450	150	150	90	90	10
茨城	平成10年3月1日	350	350	130	130	70	70	2
栃木	平成26年7月15日	390	420	150	180	80	90	9
群馬	平成26年9月1日	360	400	150	180	70	80	18
埼玉	令和4年10月1日	450	480	180	180	70	70	41
千葉	令和4年9月15日	450	480	170	170	70	70	44
東京	令和4年7月15日	480	500	180	200	80	100	500
神奈川	令和4年9月1日	490	500	200	200	100	100	128
新潟	令和5年1月1日	440	480	150	150	70	70	26
富山	令和1年10月1日	420	440	130	140	60	60	79
石川	令和2年3月1日	440	460	130	130	50	50	67
福井	令和2年4月1日	430	450	150	160	60	70	17
山梨	令和1年12月1日	400	430	170	170	70	70	22
長野	平成26年3月1日	380	400	150	150	70	70	31
岐阜	令和1年10月1日	420	460	150	160	70	80	20
静岡	令和1年10月1日	400	450	160	180	80	90	11
愛知	令和4年4月1日	440	460	150	150	70	70	81
三重	令和3年1月1日	400	440	150	150	70	70	30
滋賀	令和2年5月1日	430	450	150	150	100	100	16
京都	令和4年10月1日	450	490	150	150	60	60	156
大阪	令和3年8月11日	450	490	150	200	60	100	449
兵庫	令和1年10月1日	430	450	160	160	60	60	158
奈良	令和1年10月1日	420	440	150	160	80	80	20
和歌山	令和1年10月1日	420	440	140	150	80	80	28
鳥取	令和3年4月1日	400	450	120	150	60	80	14
島根	平成17年9月6日	350	350	130	130	70	70	2
岡山	令和4年12月1日	430	450	160	200	70	100	14
広島	令和4年11月1日	450	480	200	200	100	100	48
山口	令和4年5月1日	420	450	150	160	80	80	18
徳島	平成26年12月1日	360	400	150	150	70	70	24
香川	平成27年12月1日	360	400	150	150	60	60	18
愛媛	平成26年9月1日	340	400	150	150	60	60	29
高知	平成26年12月1日	360	400	150	150	60	60	9
福岡	令和1年10月1日	440	450	180	180	70	70	36
佐賀	平成8年2月15日	280	280	130	130	80	80	1
長崎	平成19年3月15日	350	350	150	150	80	80	15
熊本	令和4年11月1日	400	450	120	150	60	80	58
大分	平成19年1月12日	380	380	150	150	70	70	135
宮崎	平成20年2月1日	350	350	130	130	60	60	14
鹿児島	令和1年10月1日	390	420	150	150	80	80	267
沖縄	平成18年2月11日	370	370	170	170	100	100	3
全国平均		404.3	431.7	150.4	157.9	72.8	77.0	

令和4年度(令和4年4月1日施行含む)における料金改定あり 13、改定なし(本県含む) 34

※令和2年度(2020年度)衛生行政報告例の「一般公衆浴場(公営・私営の合計)」施設数

全国公衆浴場入浴料金統制額別一覧表

令和4年12月13日現在

指定額 (大人)	都道府県							都道府 県数
	北海道・東北	関東甲信越	東海・北陸	近畿	中国	四国	九州・沖縄	
500円		東京 (R4.7.15) 神奈川 (R4.9.1)						2
490円				京都 (R4.10.1) 大阪 (R3.8.11)				2
480円	北海道 (R4.10.1) 岩手 (R2.4.1) 宮城 (R5.1.1)	埼玉 (R4.10.1) 千葉 (R4.9.15) 新潟 (R5.1.1)			広島 (R4.11.1)			7
470円								0
460円	秋田 (H31.4.1)		愛知 (R4.4.1) 岐阜 (R1.10.1) 石川 (R2.3.1)					4
450円	青森 (H28.3.1) 福島 (H30.4.1)		静岡 (R1.10.1) 福井 (R2.4.1)	兵庫 (R1.10.1) 滋賀 (R2.5.1)	鳥取 (R3.4.1) 山口 (R4.5.1) 岡山 (R4.12.1)		福岡 (R1.10.1) 熊本 (R4.11.1)	11
440円			富山 (R1.10.1) 三重 (R3.1.1)	奈良 (R1.10.1) 和歌山 (R1.10.1)				4
430円		山梨 (R1.12.1)						1
420円		栃木 (H26.7.15)					鹿児島 (R1.10.1)	2
400円		群馬 (H26.9.1) 長野 (H26.3.1)				香川 (H27.12.1) 愛媛 (H26.9.1) 徳島 (H26.12.1) 高知 (H26.12.1)		6
380円							大分 (H19.1.12)	1
370円							沖縄 (H18.2.11)	1
350円		茨城 (H10.3.1)			島根 (H17.9.6)		長崎 (H19.3.15) 宮崎 (H20.2.1)	4
300円	山形 (H7.4.1)							1
280円							佐賀 (H8.2.15)	1
都道府 県数	7	10	7	6	5	4	8	47
入浴料金 平均額	433	430	449	447	410	400	375	421

令和3年度公衆浴場経営実態調査

1 調査概要

調査対象施設数	33 軒
提出施設数	29 軒
最高統制額の施設数	22 軒 (67%)

* 調査対象期間：令和3年1月1日から令和3年12月31日まで

2 最高統制額入浴施設の収支状況

区分	入浴料金収支				総収支（補助金・雑収入含む）			
	50人未満	50~100人 未満	100~150人 未満	150人以上	50人未満	50~100人 未満	100~150人 未満	150人以上
赤字	12	2	1	0	9	2	0	0
同額	2	0	0	0	3	0	0	0
黒字	2	3	0	0	4	3	1	0
小計	16	5	1	0	16	5	1	0

3 最高統制額入浴施設の経営状況等の状況

経営主体	個人 15 軒	法人 7 軒
専業、兼業の割合	専業 13 軒	兼業 9 軒
平均従業者数 (年間延べ数)	1.5人/日	
平均年齢	71.1歳	
後継者の有無	有 7 軒	無 10 軒 その他 5 軒

令和3年公衆浴場定例実態調査 アンケート集計結果

自由記載
灯油が高額化が異常であり、経営がいつまでやってゆけるか心配。今年の早い時期に入浴料金の改定を行ってほしい。10円～20円の値上げでは無意味。
相続関係での家族での軋轢により、後継者がいなくなってしまう困っている。(詳細は個票)
温泉配管の故障が多く、その都度、開閉作業、清掃や再開するまでの手配等が大変、入浴者それぞれの希望に沿うことの難しさがある。
経営は厳しいが、駒ヶ根市には配慮してもらっている。調査票の升目が小さいので配慮してほしい。
コロナ前は、飲食、宿泊の収入で何とか風呂も焚けたが、現在開店休業状態で平年並みに良かったのは11月、12月である。今月は休業している。
コロナ禍で来客数の減少が激しく、原価を割るような厳しい状況となっている。温泉という魅力も浸透しているとはいえ、新興の浴場に負けているという状況があり、設備改善をしようにも老朽化があまりにも激しく、費用が掛かることに対して、資金がないということから打開策が見いだせないまま続いているところである。公衆浴場に対する支援が乏しいと感じるのが今日この頃である。
燃料代の補助、入浴料金の値上げをお願いしたい。福祉入浴券を続けてほしい。設備修理がすぐ出来るようにしてほしい。
「安全で清潔で心地よいこと」を第1に施設の整備と清掃に取り組んでいる。 そのうえで、利用者の世代継承を進めていくため、若年層や子育て世代が銭湯に出かけなくなる動機づけを工夫に実践している。 例えば、飲料や物販の充実、日替わり湯や整体サービスの実施、絵本の設置など。
燃料費、電気料の高騰の中、コロナ禍は特に高齢者の入浴者が減少した。 公衆浴場(銭湯)には支援もなく経営は悪化するばかり。燃料費の補助をお願いする。
ガス代が高騰しており経営を圧迫している。
お客さんの減少
松本ガスが高値であるため、助成してほしい。
入浴者が減り、経営が苦しい状況。市からの補助金の見直し、県からの補助金があればうれしい。
燃料代の高騰、コロナの影響で来客数が変動している。
施設の老朽化に伴う設備故障の修理代の増加と燃料代負担が経営を圧迫しており、厳しい状況が続いている。
温泉施設利用者は高齢者が多いため、入浴者が減少している。他県の人たちもコロナの関係で利用者は少ない。
入浴料金は、各業者が物価統制令の範囲内で、客の反応を見て赤字にならない額を決めればよい。
重油の高騰が困っています。
すこやか入浴(高齢者活躍支援)の復活をお願いします。 報告書の作成が大変、自分たちのためになるなら協力するが、営業者の苦労も考慮してほしい。
燃料代の高騰が問題。入浴料金統制額を上げてほしい。
1 入浴料金の見直し(例) 大人450円 中人 200円 小人 100円 2 燃料代の補助があったら助かる 3 金融機関も硬貨が有料となった。経費のかからない方法を知りたい。

公衆浴場の経営状況（令和3年）

（単位：円、％）

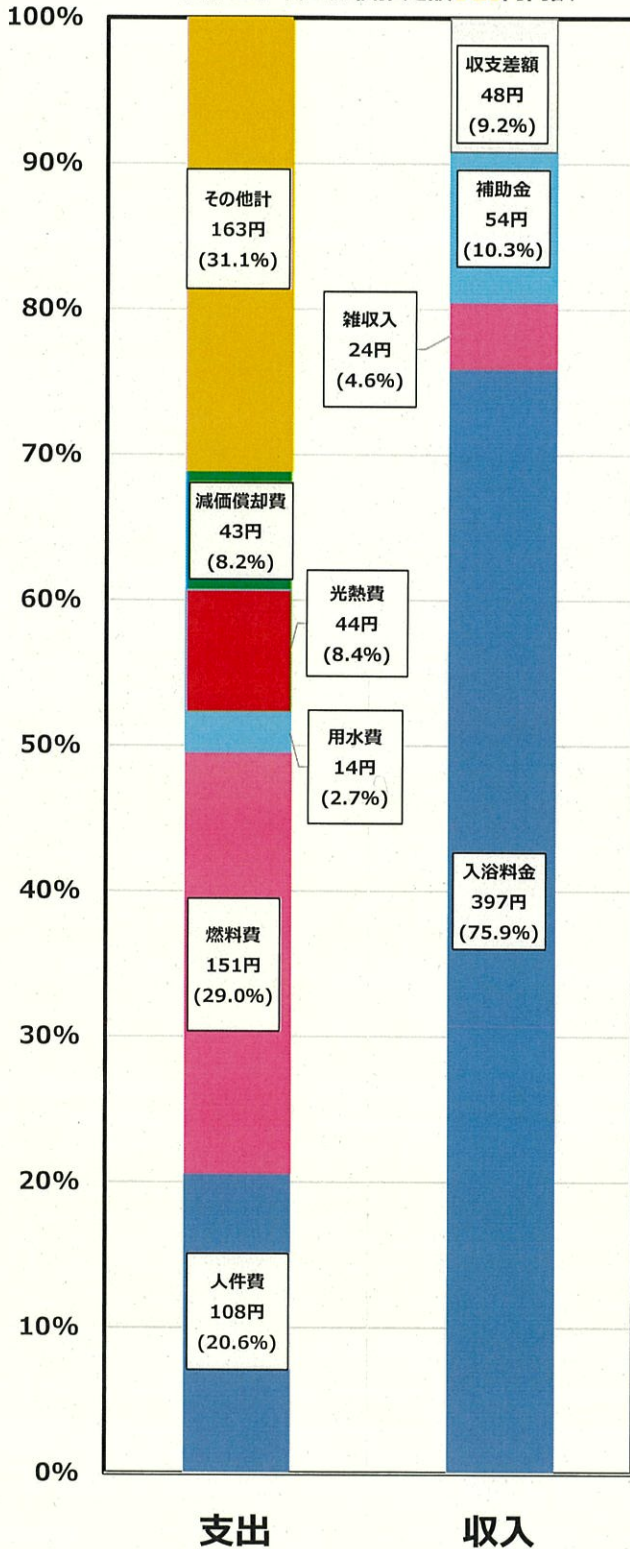
区 分	令和3年		(参考) 平成24年		差額等
収入合計 (A)	5,866,288	99.9	6,189,054	100.0	△ 322,767
入浴料金 (B)	4,902,279	83.6	5,158,895	83.4	△ 256,617
雑収入 (C)	296,707	5.0	168,883	2.7	127,824
補助金額 (D)	667,302	11.4	861,276	13.9	△ 193,974
支出合計 (E)	6,456,286	100.0	6,499,212	100.0	△ 42,926
人件費	1,328,903	20.6	1,873,665	28.8	△ 544,762
燃料費	1,869,749	29.0	1,867,924	28.7	1,825
用水費	176,436	2.7	242,095	3.7	△ 65,660
光熱費	543,100	8.4	534,545	8.2	8,555
消耗品費	207,263	3.2	145,084	2.2	62,179
修繕費	341,298	5.3	240,014	3.7	101,283
賃借料	153,329	2.4	132,942	2.1	20,387
備品費	56,983	0.9	115,737	1.8	△ 58,754
保険料等	84,822	1.3	95,492	1.5	△ 10,669
会費及び交際費	83,670	1.3	117,336	1.8	△ 33,666
公租公課	207,733	3.2	188,850	2.9	18,883
支払利子	11,942	0.2	29,176	0.5	△ 17,234
減価償却費	526,795	8.2	645,169	9.9	△ 118,374
建物再調達費	51,513	0.8	57,372	0.9	△ 5,859
資本報酬	80,131	1.2	89,245	1.4	△ 9,114
その他諸経費	732,620	11.3	124,567	1.9	608,053
収支差額 (A - E)	△ 589,998		△ 310,158		△ 279,841
(B - E)	△ 1,554,008		△ 1,340,317		△ 213,691
営業日数	261.8 日		292.9 日		△ 31.2 日
1日平均入浴人員	大人 46.7 人 中人 1.0 人 小人 0.8 人		大人 45.6 人 中人 1.4 人 小人 1.1 人		
大人換算入浴人員 (F) (大人換算)	年 12,356 人 (1日 47.2 人)		年 13,591 人 (1日 46.4 人)		△ 1,235 人 0.8
料金原価推定 (E/F)	522.5 円		478.2 円		44.3 円
適正料金収入額 (E - (C + D))/F	444.5 円		402.4 円		42.1 円

* 最高統制額施設(20施設)の状況

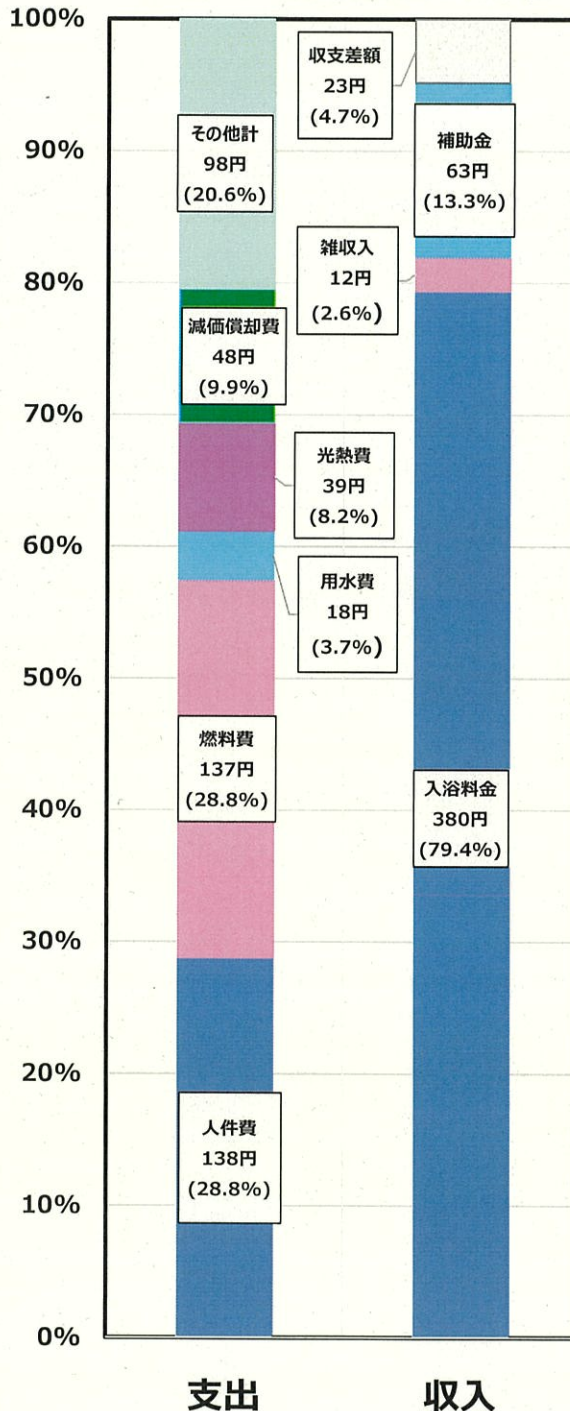
* 令和3年は休業及び調査未回答の2事業所は算定から除いた。

一人当たり料金原価推定額の内訳

令和3年 料金原価推定額523円内訳



平成24年 料金原価推定額478円内訳



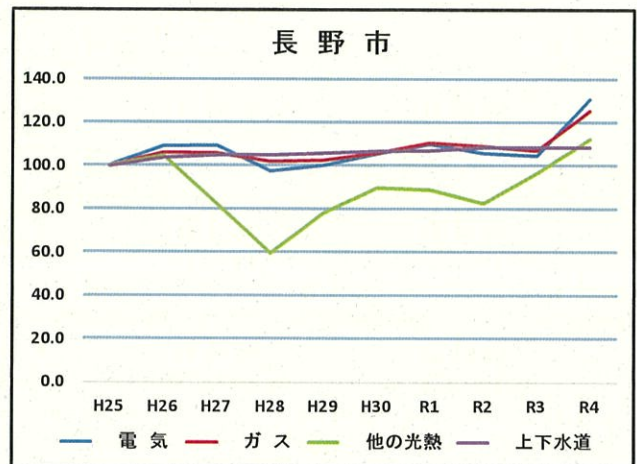
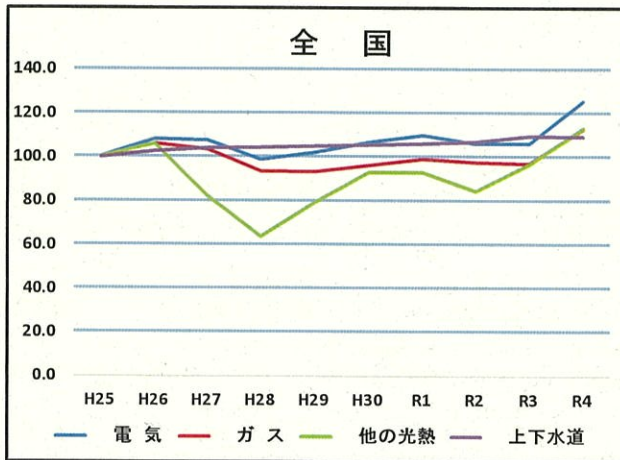
令和4年の燃料費の高騰分等を反映した入浴料金試算

単位：円

区 分	令和3年実績 (最高統制額施設)	令和4年の推定額	
		金額	摘 要
収入合計 (A)	5,866,288	5,906,409	
入浴料金 (B)	4,902,279	4,942,400	大人400円
雑収入 (C)	296,707	296,707	
補助金額 (D)	667,302	667,302	
支出合計 (E)	6,456,286	7,003,490	
人件費	1,328,903	1,363,840	毎月勤労統計調査+2.6%
燃料費	1,869,749	2,201,039	資源エネルギー庁重油価格+17.7%
用水費	176,436	176,436	消費者物価(上下水道)0.0%
光熱費	543,100	689,149	消費者物価(電気)+25.6%
消耗品費	207,263	212,818	消費者物価(家事用消耗品)+2.7%
修繕費	341,298	359,657	消費者物価(設備修繕・維持)+5.4%
賃借料	153,329	153,623	消費者物価(家賃)+0.2%
備品費	56,983	58,581	消費者物価(家具・家事用品)+2.8%
保険料等	84,822	85,856	消費者物価(住居)+1.2%
会費及び交際費	83,670	84,900	消費者物価(教養・娯楽)+1.5%
公租公課	207,733	205,656	固定資産税 土地下落等△1.0%
支払利子	11,942	11,942	
減価償却費	526,795	526,795	
建物再調達費	51,513	51,513	
資本報酬	80,131	80,131	
その他諸経費	732,620	741,554	消費者物価(住居)+1.2%
収支差額 (A-E)	△ 589,998	△ 1,097,081	
(B-E)	△ 1,554,007	△ 2,061,090	
営業日数 (年間)	262.0 日	262.0 日	
入浴人員 (1日平均)	大人46.7 人 中人 1.0 人 小人 0.8 人	大人46.7 人 中人 1.0 人 小人 0.8 人	
大人換算入浴人員 (年間) (F)	12,356 人	12,356 人	
(1日)	47.2 人	47.2 人	
料金原価推定 (E/F)	522.5 円	566.8 円	
適正料金収入額 (E-(C+D))/F	444.5 円	488.8 円	

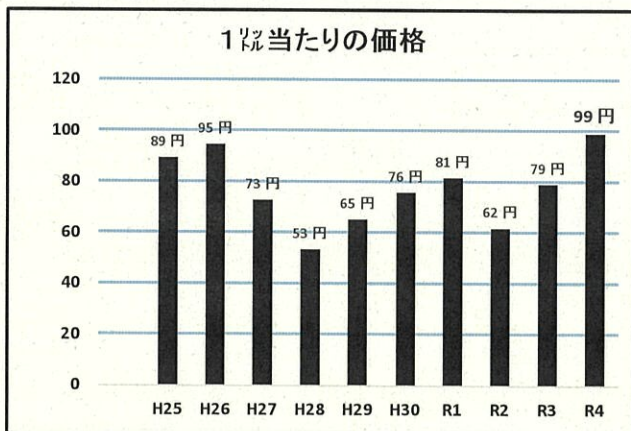
物価等の推移及び浴室がない住宅の状況

1 光熱・水道に係る消費者物価指数の推移



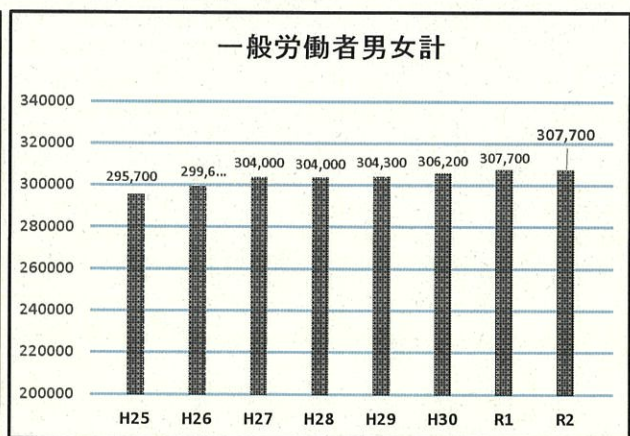
(資料：e-Stat 消費者物価指数)

2 A重油価格の推移 (中部)



* 各年4月データ、小型ローリー (資料：資源エネルギー庁)

3 平均賃金の推移 (月額)



* R2 平均年齢43.2歳、勤続年数11.9年

(資料：e-Stat 賃金構造基本統計調査)

4 最低生活保障水準の推移 (長野市、松本市 2級地1)

	H25	H30	R4
標準世帯	206,060 円	194,800 円	193,340 円
対25年比	100.0	94.5	93.8

標準世帯 (35歳、30歳、9歳 (小学生)、4歳の4人家族) (資料：「生活保護のてびき」)

5 県営・市町村営住宅の現況

	県営住宅		市町村営住宅	
	H25	R4	H25	R3
管理総戸数	15,393	14,610	18,290	17,247
うち浴室の無い住宅	257 (1.7%)	145 (1.0%)	1,306 (7.1%)	1,099 (6.4%)

* 4月1日時点。

(資料：建設部建築住宅課公営住宅室)

6 県内の浴室のない住宅状況

区分	H5	H10	H15	H20
比率	3.7%	2.2%	1.8%	1.4% (10,900戸)

※ 平成25年度以降、調査項目からなくなった。

(資料：住宅・土地統計調査)

消費者物価指数の推移

消費者物価指数

(平成25年=100)

区分	全 国													長 野 市									
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	対25年比 (%)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	対25年比 (%)	
総 合	100.0	102.7	103.5	103.4	103.9	104.8	105.4	105.4	105.2	107.4	74	100.0	102.7	103.4	103.1	103.9	105.2	106.2	106.4	106.4	109.4	94	
食 料	100.0	103.7	107.0	108.8	109.5	111.1	111.7	113.1	113.1	117.4	174	100.0	103.6	106.0	107.6	108.3	109.9	111.8	113.8	114.4	119.1	191	
住 居	100.0	100.1	100.1	100.0	99.8	99.7	99.9	100.5	101.1	101.6	16	100.0	100.7	101.4	101.8	101.7	101.8	101.5	102.6	103.1	104.3	43	
光熱・水道	100.0	106.2	103.5	96.0	98.6	102.5	104.8	102.2	103.6	117.7	177	100.0	106.3	104.0	96.3	99.7	103.8	106.7	104.5	105.4	121.5	215	
電 気	100.0	108.0	107.3	98.8	102.0	106.6	109.7	105.8	105.9	125.3	253	100.0	109.0	109.1	97.6	100.1	105.4	109.9	105.6	104.5	130.7	307	
ガ ス	100.0	105.8	103.2	93.3	93.1	96.0	99.0	97.4	96.8	112.9	129	100.0	106.0	105.7	101.7	102.5	105.6	110.3	108.9	106.9	125.3	253	
他の光熱	100.0	105.9	82.0	63.7	78.9	92.7	92.7	84.3	96.5	113.1	131	100.0	104.4	82.3	59.6	78.1	89.6	88.7	82.6	96.4	112.2	122	
上下水道	100.0	102.6	103.9	104.2	104.8	105.3	106.0	107.0	109.6	109.2	92	100.0	103.7	104.7	104.7	105.7	106.5	106.8	108.5	108.5	108.5	85	
家具・家事用品	100.0	103.8	105.4	105.0	104.4	103.3	105.5	108.0	109.8	113.2	132	100.0	101.4	103.6	101.0	101.9	102.7	105.8	106.2	106.6	108.4	84	
被服・履物	100.0	102.2	104.4	106.3	106.5	106.7	107.2	108.3	108.8	110.0	100	100.0	101.5	104.5	105.6	108.3	110.5	110.6	112.5	112.8	116.7	167	
保健医療	100.0	101.1	101.9	102.9	103.7	105.3	106.1	106.4	106.0	105.5	55	100.0	101.1	102.4	104.8	105.7	107.0	107.7	108.1	108.2	107.6	76	
交通・通信	100.0	102.6	100.6	98.7	98.9	100.3	99.6	99.4	94.4	92.8	72	100.0	102.6	99.7	97.7	98.1	99.6	99.3	99.1	94.7	94.4	△516	
教 育	100.0	101.8	103.6	105.1	105.8	106.3	104.6	96.5	96.5	97.3	△27	100.0	101.3	102.7	104.5	105.9	107.2	106.1	101.0	100.3	101.1	14	
教養・娯楽	100.0	103.6	105.7	106.6	107.1	107.8	109.6	108.9	110.7	112.1	121	100.0	102.9	104.9	105.8	106.8	107.2	109.4	108.9	111.2	113.0	150	
諸雑費	100.0	103.6	104.7	105.4	105.7	106.1	106.1	104.0	105.1	106.2	62	100.0	103.5	104.8	106.0	106.2	107.1	106.6	103.7	105.1	105.8	58	

※R4は1月から10月までの平均値

(資料：e-Stat 消費者物価指数)

長野県の公衆浴場助成事業一覧（令和4年度）

助成事業名	制度概要	予算額	創設時期
<p style="text-align: center;">公衆浴場 設備改善 事業補助金</p>	<p>補助対象 営業者が基幹的設備を新設、改善等する費用(浴槽・風呂釜・ボイラー・給排水設備等の修理)に対して、市町村が補助を行う経費</p> <p>補助率 2分の1以内</p> <p>補助事業費 事業費の3分の1以内かつ100万円限度</p>	<p style="text-align: center;">159.3万円</p>	<p style="text-align: center;">昭和49年度</p>
<p style="text-align: center;">普通公衆 浴場価格 高騰対策 支援事業</p>	<p>補助対象 物価統制令の対象となる普通公衆浴場</p> <p>補助額 令和3年4～10月と令和4年4～10月の燃料費及び電気代を比較した差額（価格高騰分）</p> <p>（今後、制度の詳細を決定し次第、事業者へ説明する予定）</p>	<p style="text-align: center;">1,389.3万円</p>	<p style="text-align: center;">令和4年度 (9月補正 予算)</p>

(別紙様式)

県内市町村の公衆浴場助成制度(令和4年度)

長野県

市町村名	物価統制令 適用の普通 公衆浴場 施設数	①補助金、融資等の助成制度		②水道料金の軽減措置		③ 固定資産税 の軽減率	④ 福祉対策
		制度の名称	予算額 (千円)	上水道	下水道		
御代田町	1	公衆浴場経営安定化助成事業	150	○	○	○ 通常の2/3減	なし
		公衆浴場設備改善事業	0				
上田市	2	公衆浴場設備改善事業補助金	1,554			○ 通常の2/3減	○
		公衆浴場経営安定化事業補助金	680				
		公衆浴場上水道料金補助金	460				
		公衆浴場下水道料金補助金	450				
		公衆浴場経営活性化補助金	1,080				
諏訪市	2	公衆浴場設備改善事業補助金	0	○	○	○ 通常の2/3減	なし
下諏訪町	2	下諏訪町温泉施設利用奨励補助金	260		○	○ 通常の2/3減	○
		公衆浴場設備改善事業補助金	0				
駒ヶ根市	1	公衆浴場経営安定化補助事業	1,510	○	○	○ 通常の2/3減	なし
		公衆浴場設備改善事業	0				
		公衆浴場燃料高騰対策補助 (補正予算対応)					
飯田市	2	飯田市公衆浴場設備改善事業補助金	0	○	○	○ 通常の2/3減	なし
松本市	9	公衆浴場経営安定化事業補助金	2,410	○	○	○ 通常の2/3減	○
		公衆浴場設備改善事業補助金	1,640				
		高齢者福祉入浴助成事業	30,170				
塩尻市	1	塩尻市高齢者及び心身障害者福祉事業補助金	50	○	○	○ 通常の2/3	○
		塩尻市公衆浴場設備改善事業補助金	0				
千曲市	4					○ 通常の2/3	なし
長野市	7	公衆浴場設備改善事業補助金	0	○	○	○ 税率100分の0.46	なし
計	31		40,414	7	8	10	4

県内スーパー銭湯等入浴料金

1 スーパー銭湯

※ スーパー銭湯：健康ランド並みの施設を銭湯並みの低料金で利用できる大型大衆浴場。

※ 県内保健所（長野市及び松本市含む。）の管内で銭湯がある市町村の代表的な施設を調査。

施設名	所在地	入浴料金（上段：改定前、下段：改定後）						参考事項
		大人料金	中人料金	中人年齢	小人料金	小人年齢	改定（予定） 時期	
1 たてしなの里 権現の湯	北佐久郡立科町山部権現山 363-2	500 400	なし		200	小学生	H31.3.1	営業者：立科町
2 小諸市農村資源活用交流 施設あぐりの湯こもろ	小諸市大字大久保1145 -1	500	なし		300	6歳以上12歳未満		営業者：小諸市
3 南相木温泉 滝見の湯	南佐久郡南相木村5633 番地1	500 450	なし		300	4歳以上小 学生6年生	R4.4.1	営業者：有限会社南相木村故郷ふれあい公社
4 佐久市あさしな温泉 穂の香乃湯	佐久市甲1071番地1	500	なし		250	4歳以上小 学生6年生		営業者：佐久市
5 佐久一萬里温泉ホテル	佐久市中込3150-1	700	なし		400	3歳以上小 学生6年生		営業者：プリーズベイオペレーション3号株式会社
6 殿岡温泉 湯元 湯～眠	飯田市上殿岡628	700	400	3～11歳	200	0～2歳		民営ヘルスセンター
7 砂払温泉	飯田市砂払町1-695	600	350	小学生	200	幼児		民営ヘルスセンター

施設名	所在地	入浴料金 (上段：改定前、下段：改定後)					改定 (予定) 時期	参考事項
		大人料金	中人料金	小人料金	小人年齢	改定 (予定) 時期		
		中人年齢	小人年齢	小人年齢	小人年齢	小人年齢		
8 安曇野峡ヶ岳温泉 ほりでーゆー 四季の郷	安曇野市堀金烏川11-1	530	なし	310	小学生		安曇野市 指定管理者：株式会社ほりでーゆー	
		550	なし	320	小学生	R4.10.1		
9 ファインビューー室山	安曇野市三郷小倉6524-1	550	なし	310	小学生		安曇野市 指定管理者：株式会社ファインビューー室山	
		600	なし	330	小学生	R3.7.1		
10 安曇野しゃくなげの湯	安曇野市穂高有明7726-4	*1	なし	400	小学生		安曇野市 指定管理者：株式会社ユアーズ静岡 *1 大人 平日600円、土日祝日700円 *2 大人 市内在住者500円、市外在住者700円	
		*2	なし	400	小学生	R4.5.19		
11 ヘルスバ塩尻	塩尻市大門1-489-2	860	なし	560	3歳から小学生		改定実績及び予定なし 公益財団法人体力づくり指導協会	
12 林檎の湯屋おぶ〜	松本市石芝3-9-44	700	なし	300	3歳~小学生		平日と土日祝日で料金異なる	
		750又は850	なし	350又は400	3歳~小学生	R2.10.1		
13 湯の華銭湯瑞祥松本	松本市渚1-50-4	700	350	100	幼児		大人料金 (中学生以上) 小学生料金を中人料金に記載 幼児 (3歳以上小学生未満) 料金を小人料金に記載	
		750	350	100	幼児	R4.7.1		
14 湯の華銭湯 瑞祥	千曲市上山田温泉2-18-8	700	350	100	幼児		大人料金 (中学生以上) 小学生料金を中人料金に記載 幼児 (3歳以上小学生未満) 料金を小人料金に記載	
		750	350	100	幼児	R4.7.1		
15 林檎の湯屋おぶ〜	松本市石芝3-9-44	700	なし	300	3歳~小学生		平日と土日祝日で料金異なる	
		750又は850	なし	350又は400	3歳~小学生	R2.10.1		

施設名	所在地	入浴料金 (上段：改定前、下段：改定後)						参考事項
		大人料金	中人料金	中人年齢	小人料金	小人年齢	改定 (予定) 時期	
16 裾花峡温泉うるおい館	長野市大字南長野字待居9 8	730(780)	530	中学生～大学生	210	6～12歳	R3.10.1	3～5歳110円、3歳未満 無料 (カッコ内)：土日祝日
		800(780)	580	中学生～大学生	210	6～12歳	R4.11.1	
17 まめじま 湯ったり苑	長野市大字大豆島1641	700(750)	350(400)	6～12歳	0	6歳未満	-	(カッコ内)：土日祝日
		750(800)	350(400)	6～12歳	0	6歳未満	R4.1.1	
18 川中島温泉 テルメド ME	長野市川中島町今井1780- 1	720(770)	520	中学生～大学生	370	4～12歳	-	3歳以下無料 (カッコ内)：土日祝日
		730(780)	520	中学生～大学生	370	4～12歳	R4.6.1	
19 広徳の湯	長野市広田141番地	600	250	3～12歳	0	6歳未満	-	
							予定なし	
20 コトリの湯	長野市松代町東条2824番 地2	650(700)	300(350)	3～12歳	0	3歳未満	-	(カッコ内)：土日祝日
							予定なし	

2 公営浴場

※ 公営浴場：市町村が管理運営(指定管理を含む)する銭湯並みの低料金で利用できる大型浴場。

※ 県内保健所（長野市及び松本市含む。）の管内で銭湯がある市町村の代表的な施設を調査。

施設名	所在地	入浴料金（上段：改定前、下段：改定後）					改定（予定） 時期	参考事項
		大人料金	中人料金	中人年齢	小人料金	小人年齢		
1 莫田温泉健康ホト ふれあいさなだ館	上田市真田町長7369-1	500	なし		250	小中学生		
2 武石温泉 うつくしの湯	上田市武石1454-3	500	なし		250	小中学生		
3 文殊の湯	上田市鹿教湯温泉1369-1	300	なし		200	小学生		中学生以上が大人料金
4 ささらの湯	上田市上室賀1232-1	500	なし		250	小中学生		
5 アクアブラザ上田	上田市塩尻623	300	なし		150	小中学生		プール 料金は健康浴室のみの利用の場合
6 大塩温泉共同浴場	上田市西内151	200	なし		100	小中学生		
7 霊泉寺温泉館	上田市平井2515-2	200	なし		100	小中学生		
8 相染閣	上田市別所温泉58	500	なし		250	小中学生		
9 町共同浴場	上田市西内885-1	200	なし		100	小中学生		
10 諏訪市総合福祉セン ター 湯小路いきいき 元気館	諏訪市小和田19番3号	310	なし		150	6歳～11歳		

	施設名	所在地	入浴料金 (上段：改定前、下段：改定後)						参考事項	
			大人料金	中人料金	中人年齢		小人料金	小人年齢		改定 (予定) 時期
11	下諏訪町老人福祉センター	諏訪郡下諏訪町社6758-1	240	なし		120	小学生以下			
12	遊泉ハウス児湯	諏訪郡下諏訪町横町3477	240	なし		120	小学生以下			
13	日過の湯	諏訪郡下諏訪町3442	240	なし		120	小学生以下			
14	新湯温泉	諏訪郡下諏訪町3154-3	240	なし		120	小学生以下			
15	飯田市健康増進施設	飯田市松尾明7513-3	500	なし		250	3歳~小学生			飯田市指定管理者
16	天龍峡温泉交流館 ご湯っくり「若返りの湯」	飯田市川路4992-5	500	なし		250	3歳~小学生			飯田市指定管理者
17	差切峡温泉保養 センター-村宮坂北荘	東筑摩郡筑北村坂北9828	400	なし		200	小学生以下			
18	あづみ野ランド	安曇野市穂高北穂高995-1	410	なし		200	小学生以下	R1.10.1		改定実績及び予定なし 穂高広域施設組合
19	豊科温泉 湯多里 山の神	安曇野市豊科田沢7994	300	なし		200	小学生以下			
20	シエーンガルテンおみ	東筑摩郡麻績村日3434	530	なし		210	小学生以下			
21	白青温泉露天風呂	松本市安曇4197-4	550	なし		250	小学生以下	R1.10.1		
22	ラーラ松本	松本市島内7412	300	なし		150	4歳から小学生			改定実績及び予定なし 指定管理者：株式会社 技研サービス
			510	なし		300	小学生以下			
			520	なし		310	小学生以下	R1.10.1		
			-	なし		-	-			
			410	なし		410	小中学生			松塩地区広域施設組合が運営

施設名	所在地	入浴料金 (上段：改定前、下段：改定後)						参考事項
		大人料金	中人料金	中人年齢		小人料金	小人年齢	
				改定 (予定) 時期				
23	ふれあい山辺館 白糸の湯 松本市里山辺湯ノ原85-1	300	なし	-	小学生	150	小学生	
		310	なし	-	小学生	150	小学生	R1・10.1
24	信州 穴沢温泉松茸山荘 別館 松本市穴沢756	500	250	小学生	幼児	100	幼児	
		600	250	小学生	幼児	100	幼児	R4.9.1
25	浅間温泉会館 (ホットブラ ザ浅間) 松本市浅間温泉3-16-3	650	なし	-	小・中学生	350	小・中学生	
		680	なし	-	小・中学生	360	小・中学生	R1・10.1
26	乗鞍高原 湯けむり館 松本市安曇4306-4	720	なし	-	3歳~小学生	300	3歳~小学生	
		730	なし	-	3歳~小学生	310	3歳~小学生	R1・10.1
27	松本市梓川地域林養施設 (梓水苑) 松本市波田竜島温泉入浴施 設 (竜島温泉せせらぎの 湯) 松本市波田3452	410	なし	-	4歳~小学生	200	4歳~小学生	
		450	なし	-	4歳~小学生	220	4歳~小学生	R1・10.1
28	豊野温泉りんごの湯 長野市豊野町石417	510	なし	-	小・中学生	250	小・中学生	
		520	なし	-	小・中学生	260	小・中学生	R1・10.1
29	長野市温湯温泉利用施 設 長野市若穂綿内1330-3	410(*350)	300(*250)	6~12歳	6歳未満	0	6歳未満	-
		510(*350)	300	6~12歳	6歳未満	0	6歳未満	予定なし
30	長野市戸隠交流集会所 設 森林囃子 長野市戸隠祖山31番地1	410	300	6~12歳	6歳未満	0	6歳未満	-
		510	310	3~12歳	3歳未満	0	3歳未満	予定なし
31	長野市鬼無里地域資源 活用総合交流促進施設 鬼無里の湯 長野市中条下野5286番地1	520	310	6~12歳	6歳未満	0	6歳未満	-
								予定なし

(カッコ内)：18:00以降に入場

(カッコ内)：60歳以上

令和4年 9月 5日

長野県知事 阿部守一 様

長野県公衆浴場業生活衛生同業組合

理事長 宮下憲治



入浴料金改定要請書

平素より県民の保健衛生の向上に資するため、公衆浴場の確保及びに経営の安定化のための設備改善事業・経営安定化助成事業につきましては、格別なるご指導、ご援助を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、ご案内のとおり、かねてからの原油高に加え、円安が進んでいることから、重油の値上がりが著しく、前回の平成26年3月の価格改定時と同時期、令和4年3月の1リットル当たりの重油価格は約4.2円の値上がりとなりました。特にここ2年間の値上がりは2倍程度と著しく、また、燃料以外の経費も値上がりが続いており、これに対処していくことは、経営努力では限界に達している状況であります。

このため、ほとんどの公衆浴場が、経営悪化により収支が赤字となり、平成26年から現在までの間、5軒の公衆浴場が廃業に追い込まれました。

また現在、営業を継続している公衆浴場におきましても、県内公衆浴場の利用者数は減少を続けていることもあり、非常に厳しい経営状況におかれています。

しかし、公衆浴場を必要としている人は、まだまだたくさんいらっしゃいます。公衆浴場は県民の保健衛生上からも必要不可欠であるのみならず、世代を超えた人たちや単身者・お年寄りのコミュニケーションの場としても、大きな役割を果たしているものと考えており、なくてはならない施設と自負しております。

そこで、公衆浴場の確保、存続が出来ますよう、このたび入浴料金の改定を申請いたしますので、ご協議をお願い申し上げます。

当組合といたしましては、今後とも、地域に親しまれる「銭湯」をめざし、精一杯努力を重ねてまいりますので、是非とも上記のような状況をご理解いただき、ご高配を賜りますよう、お願い申し上げます。

公衆浴場(銭湯)経営に関する現状について

長野県公衆浴場業生活衛生同業組合

1 公衆浴場(銭湯)の役割

地域住民のコミュニティー形成の場

地域住民の健康増進・ふれあいの場・特に冬期における一人暮らし世帯の入浴施設

2 課題

自家風呂の普及

(厳しい経営環境に伴う利用者の
減少施設数の減少)

スーパー銭湯等の増加

燃料費の高騰

経営者の高齢化、後継者の確保難

施設・設備の老朽化

3 組合としての取り組み

イベント風呂(菖蒲湯・ゆず湯・林檎風呂 他)

スタンプラリー(全組合施設が参加)

映画・テレビ番組における銭湯物との取り組み

浴育促進・普及事業

- ・ 銭湯・お風呂マナー紙芝居
- 体験入浴
- 銭湯川柳の募集

長野県との災害支援協定(平成24.9.15締結)